

平成 24 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市
契 約 管 財 局

工事請負契約に係る平成 24 年度からの入札契約制度の改正等について

大阪市では、これまで、入札・契約の公正性、透明性、競争性の向上を図るために、さまざまな改正を行ってきましたが、今般、次のとおり、工事請負契約に係る入札契約制度のより一層の改善を図ることとしましたので、お知らせします。

記

1 工事請負契約に係る予定価格の事後公表等について

(1) 工事請負契約に係る予定価格の事後公表について

予定価格については、原則、入札執行前の公表(事前公表)しているものを入札執行後の公表(事後公表)とします。

ただし、経過措置として、公告時に参考として予定価格帯を公表します。**(別紙 1 参照)**

(2) 工事請負契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の算定方式の見直しについて **(別紙 2、別紙 3 参照)**

(現 行)

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額

共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

(改 正)

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その金額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額に1,000分の988から1,000分の1,010の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額に1,000分の988から1,000分の1,010の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

直接工事費の額に10分の9.5乗じて得た額×a

共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額×b

現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額×c

一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額×d

a、b、c及びdの係数は、1,000分の988から1,000分の1,010の範囲内で機械がそれぞれ無作為に選んだ係数とする。

(3) 予定価格の事後公表と最低制限価格等への無作為係数導入の考え方について

別紙4参照

※不当要求行為に対する対応について

不当要求行為があったと認めるときは、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき、厳正に対処します。

2 工事請負契約に係る工事費内訳書の提出について

平成24年度からは、入札金額の算定根拠となった工事費の内訳に関する書類の提出を入札書提出時に全入札者に求めます。(別紙5参照)

3 工事請負契約に係る低入札価格調査制度の適用範囲の見直しについて

低入札価格調査制度の適用範囲を、原則予定価格19億4千万円以上の案件とします。

(現 行) 予定価格23億円以上

(改 正) 予定価格19億4千万円以上

4 プレハブ工事に係る事後審査型制限付一般競争入札の適用について

プレハブ工事の入札について、一般競争入札(事後審査型制限付一般競争入札)を適用します。

5 ISO認証取得者に対する受注可能本数の特例措置の廃止について

工事請負契約においては、平成20・21年度入札参加資格審査時から主観点を廃止したことに伴い、市内本店のISO認証取得者に対して受注可能本数の特例措置を行ってきた

ところですが、平成 23 年 4 月に経営事項審査の評価方法が改正されたことにより、ISO の認証取得状況が総合評定値に反映されるようになったことを受け、平成 24 年度から受注可能本数の特例措置を廃止します。